

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 6 日

公益社団法人 日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した  
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日決定、令和 3 年 4 月 23 日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

基本的対処方針を踏まえ、各都道府県等に対し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく業務の実施にあたって留意すべき事項等について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、小嶋  
TEL : 03-5253-8513